

## 笠置町監査委員告示第4号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和3年4月27日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

### 記

#### 1. 監査を実施した日時等

日 時	令和3年3月30日(火) 午前9時2分から午前10時23分
場 所	笠置町役場2階 議員控室
監 査 対 象	①令和2年度に意見した監査事項に対する改善等
收受資料等	①令和2年度笠置町監査計画に基づく実施結果について ②令和3年度笠置町職員人材育成プログラム ③京都府下市町村での「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用事例集

#### 2. 監査内容

令和2年度においては、決算監査や定期監査、出納検査だけでなく、住民監査請求による監査までをも実施したところであるが、それら監査等を通じて、町長をはじめ関係職員より様々な業務の現状や処理状況などの説明を受け、その都度監査委員として監査報告及び意見を付してきたものである。

そうした我々の意見に対し、町としてどのように対応されたのか、または計画をされ今後進められようとしているのか、その結果、どのように業務が改善されたのか、どのように組織が強化されようとしているのかなどを聴取することとして本監査を設定した。

### 3. 監査結果

#### 【第4次笠置町総合計画と事業実施】

現在、策定中である第4次笠置町総合計画であるが、新型コロナウイルス感染症対策などの影響によって、策定スケジュールに大幅な遅れが生じているものであり、以前の監査でもそのスケジュールのタイトさから、その内容が大味なものとならないよう意見を述べている。これはこの計画策定のみならず、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業に対する監査報告でも同様の意見を付しているが、国の交付金があるからといって、その交付金を使うこと、事業を完了させることに終始し、住民生活に繋がらない単なる事業実施とならないよう意見したことをも重ねている。

総合計画は、笠置町の現状を把握した上で10年後の町の将来像・理想像を想定し、それに対し行政としてどのような施策が住民の福祉の向上、安心・安全に繋がるのかという方向性を示した最上位計画に位置する。すなわち、その目的に向かい各年度において事業構築するための基礎となる計画であると言えよう。

しかしながら、逼迫している財政状況や近年の社会情勢の変化などにより、これまでその姿は大きく影を潜めており、加えて、総合計画に基づく実施計画や目標指標の具体が定められていないことから、これまで行われてきた事業に対する評価が見当たらない。これらを踏まえ、是非とも第4次総合計画においては、実施計画策定の元、総合計画に定めた目標に対する事業展開とその効果・検証を行い、時点修正などを行いながら、町が描く将来像・理想像に近づくよう尽力されたい。

一方で、次期総合計画の策定に際しては、実現可能な事項について考察、計画するようにとの町長の方針指示があったということである。実現不可能な夢物語を連ねるのではなく、笠置町の財政状況やマンパワーを鑑み、より現実的な計画とするよう表明されたものであろう。また、総合計画に描く将来像・理想像の実現を目指すためには、国や京都府、近隣市町村との連携を図りつつ実施していく

ものとされており、交付金や補助金等の財源確保や、広域的な事業連携のもと、計画実行するものであるとの説明を受けている。

従前より笠置町の財政状況が厳しい状態が続いていることは周知の事実であるが、事業実施、事業展開を行うのであれば交付金等の財源確保は当然必要となり、またその効果を最大限に活かすこととするならば、町単独ではなく、広域的な視野も考慮し、連携を図った上での計画となるであろう。総合計画とは別の話とはなるが、以前の監査で取り扱った簡易水道事業の経営戦略においては、広域的な連携を京都府下でも進められており、既に担当者レベルで少しずつ連携を図られていると伺っている。そうした業務の広域化なども視野に入れ、また相乗効果を生むような活かされた事業を展開されることを望みたい。

#### 【株式会社フェイスに対する不当利得返還請求】

昨年6月3日付けで受け付けた住民監査請求については、いこいの館の指定管理業者に対して支払われた指定管理料の不当利得返還請求などに対する措置請求として提出された。その後、笠置町監査委員として請求人の訴える内容について監査し、同年7月28日付けで当該指定管理者に対し、不当利得返還とその返還される日までの遅延損害金の支払いを求め訴訟手続きを執るよう笠置町長に対し勧告している。

このことを踏まえ町は、同年10月12日に笠置町議会臨時会を開催し、必要となる訴訟費用の補正予算を議会に上程、同日可決され、同年同月19日付で京都地方裁判所に対し、同事業者が納付に応じない水道使用料の支払いと併せ提訴を行い、本監査までに3回の審理を重ねている。現時点では未だ双方の言い分に対する証拠書類や認否書類の提出に留まっており、結審までにはまだまだ時間がかかる見込みであるとされた。

なお、これまでの審理内容については、本監査で前述にあるこれまでの経過などの概要説明を受けたものであるが、それらについて書面にまとめられ、後日提出いただくよう求めている。

#### 【私債権の滞納処分】

住宅使用料や水道使用料などの私債権の滞納については、毎年度の決算監査などで取り扱っており、滞納理由が納付義務者住所不明など、未納分を徴収しよう

としてもできない状態のもので、長期に渡る滞納・未処分となっているものが存在する。いわゆる「どうすることもできない」状態のこれら債権が滞納額として毎年度の決算書に表れており、この点、処分に対する制度化がなされていないことから、毎年度監査委員として意見を添えざるを得ない状態となってしまうている。

この点については、町の顧問弁護士などに相談し、一定のルール化を図られて処分してはどうかと意見しているところであるが、これら私債権の滞納処分については町として未だルールが確立されていないということである。これは他の自治体でも同一の問題を抱えていることであろうと思われるため、十分に調査の上、時間を要することとは思いますが、町としてのルール化・整備などをする方向としてはどうだろうか。

#### 【し尿くみ取り券などの販売時における領収証書の発行】

以前に出先機関における出納状況の現地検査を行った際、し尿くみ取り券等の販売時に、領収証書の発行を行っていない事象があった。販売台帳上において販売日時、購入者氏名や販売品目、金額などを記載し、記録・把握しているとのことであったが、売買時において購入者が不要であることなどとの理由から、領収証書を発布していないとの説明を受けたものである。

このことについては笠置町財務規則第41条第2項などに明文化されているが、現金などの授受があった場合には領収証書の発行はしなければならず、財務処理上適切でないとの意見を付したものであるが、本年4月より領収証書の発行を行うこととして報告を受けている。

#### 【ごみ袋の現地・現物在庫数確認】

ごみ袋は、相楽東部広域連合で東部3町村共通の仕様として、同連合において一括製作され、各町村の必要枚数に応じてそれぞれ卸している。笠置町ではその保管を京都やましる農業協同組合（以下「農協」という。）に依頼し、販売店などに在庫数の不足が生じたとの連絡があった場合、農協の保管倉庫より不足分を卸している。

この農協の保管倉庫で抱えているごみ袋の保管在庫数については、農協より、ごみ袋の入出庫数を含め、定期的に紙ベースで町に報告されている。それを以っ

て担当課ではその個数を管理しているとされたが、現地による簡易な確認はしているものの、その在庫数の現物確認までには至っていなかったとのことである。そのため、役場職員による現場での在庫数の現物確認をしてはどうかと意見している。

この点についても本年4月より定期的に農協職員と役場担当職員立会いの下、現地における在庫数の現物確認を行うこととして報告を受けている。

#### 【国民健康保険短期被保険者証の取扱い】

国民健康保険短期被保険者証（以下「短期証」という。）とは、国民健康保険税を滞納している者であって、納付相談及び納付指導をした上で、所得に十分な担税能力を有すると認められるにもかかわらず、納税意識の希薄な者などに対して発行されている。この短期証の発行は国民健康保険制度上認められているものであって、これを阻止すべく意見を付したわけではなかったが、その交付要綱の文言が、滞納者に対して短期証交付ありきとする文面になっていることについて意見した。

これに対して町からは、当町の当該要綱の文言については近隣市町村のものとの表現が同一であるなどとして、この文面の改定は行わないとする説明を受けている。対して、被保険者証の運用を見直すこととして、その短期証発行の取扱いに加え、資格証明書の発行を令和3年4月より実適用することとして報告を受けている。資格証明書では、医療機関によってその取り扱いが異なるものの、原則として受診した医療費を本人が10割負担することとなる。

短期証は、その有効期限が通常の被保険者証と比較して短期に設定されており、多くの自治体はその期間を6か月間に設定しているのに対し、笠置町では従来から3か月間を設定している。新たな運用としては、短期証を発行した者に対し、納付改善が行われなかった場合は資格証明書の発行をすることを周知・徹底することとしており、交付要綱の文言としては改定することとしないが、短期証の有効期限が短く設定されていることと相まって、従来どおりの交付要綱による短期証の発行はするものの、滞納者との納税相談等の折衝機会を密にすることなどにより、滞納者への説明、滞納額の抑制、そして税の公平性の確保に繋げたいとする思いを伺っている。

## 【笠置町職員の人材育成・組織強化】

業務に対する意見については、令和2年度における監査に留まらず、これまで様々付してきたものであるが、本年度においても予算執行のあり方や起案文書のあり方などに対して意見をしている。その本質的な部分の改善・対策として、町は人材の育成・研修制度として令和3年度笠置町職員人材育成プログラムを策定し、来年度においても引き続き研修等を計画・実施していくこととされている。

本プログラムでは、①くりかえし、くりかえし、徹底する、②問題の大小にかかわらず、解決のためにとことん探求する、③ふりかえり、ふりかえり、見直す、④成長に終わりはないという4つの基本方針のもと、職場外研修、職場内研修、自己啓発、そして職員自主研究会という育成実践の場を掲げ、笠置町職員として、人としての成長を促すことを目的として整理・計画されている。また、それらは主事級や課長級といった階層別の研修、職員全員が対象となる危機管理や教養といった分野において実施されることとしてまとめられているものである。

これまでも副町長を筆頭に、これら研修などを実施し、その都度実施した研修等の反省点や問題点を洗い出し、時点修正や整理を施されている。特に本年度においては、職場研修の実施者となる者の教育について注力されたと同った。また、令和2年度新規採用職員による自主的な勉強会が、月に1回、定期的に行われており、更にその輪を令和3年度新規採用職員らに広げつつあることなど、新しい取り組みもされているとも伺っている。

これら職員研修などは、地方自治を任された職員にとって極めて基本的な研修であると共に、職員としての根底・基礎知識の底上げが期待できるものであるため、引き続き実施されることについては大変好ましく、また、若年層の職員による自ら進んで考え・学ぶという機会を持たれていることに対し、経験年数を重ねている管理職、中堅職員などにも大きな刺激や影響を与えることと期待したい。一般業務においては、これまでの慣習や制度に落ち着いてしまっていることもあるかもしれないが、この若年層からの意見をくみ取り・吸収し、日々変革を続けている社会に対応すべく、日々の業務に照らし合わせ、改革を進めていただきたい思いである。

また、研修などを受講した職員に対し、その研修を活かせるような機会を与えることで、知り得た知識を活用し、挑戦し、経験し、自身や周りが評価を行い、そして問題等があれば改善し再度挑戦するというような体制づくりをするので

あれば、単に研修を受講した、受講させたで終わるのではなく、本来の目的である職員としての、人としての成長に繋がるのではないだろうか。同時に、研修を受講させた側もその評価などを通じて、組織体制の在り方や職員教育の方法といったものを再考・熟考できるものではないだろうか。そのような取り組みも1つ提案させていただく。

ともあれ、職員そして組織の資質向上・機能強化というものは、人材育成プログラムにも示されているとおり、くりかえし、ふりかえり、とことん取り組んでいただきたいものであるからこそ、定期的な研修実績や評価を行うことで、職員が評価され自信に繋がること、または不十分であったのであれば異なる姿勢での挑戦ができる環境を整えるとするならば、職員自身がそして周りが大きく成長することとなるだろうし、そうした環境の下での個々の力が上がれば、自ずと組織の強化が図られるのではないだろうか。

そして、このプログラムや総合計画が、職員にとって与えられたもので終わる、また示しただけに終わるのではなく、この先に何が生まれ育っていくのかということまでをも想像し、それらを住民に説明できるような笠置スタイルの概念を構築され、また、研修などの事業実績や評価と併せて広く知らしめれば、住民の行政への信頼回復に繋がることと思慮される。そのような行政の見える化についても検討され、更なる改革・改善に繋がりたい。

以上